

中国残留日本人二世の人生が問いかけること — 支援法から取り残された中国帰国者たち —

浅野慎一

I. はじめに

中国残留日本人（以下、「残留日本人」。残留孤児 & 残留婦人）：

1945年（日本敗戦時）に中国に取り残され、

1972年（日中国交正常化）以降まで日本への帰国を果たせなかった日本人。

二世：両親のどちらか一方を残留日本人（一世）として、戦後の中国で誕生。

1972年以降、多くが一世（両親）とともに日本に永住帰国。

総数不明。∴ ①残留日本人（一世）の人数が不明。

日本政府：約7000人弱を認定。BUT 認定されないまま中国で死去、未認定も多数。

②日本政府：二世の人数を把握せず。公式統計なし。

BUT 一応の目安：一人の一世に平均4人の子供（二世）と仮定、二世は2万8000人以上。

二世の特徴：極端な多様性。30歳代～70歳代、学歴・職歴・国籍・日本語や中国語の能力も様々。

∴ 二世全体に共通する問題：不可視化。「個人差・自己責任」と見られがち。

自分が出会った二世だけをもとに、一面的な「二世」のイメージを抱きがち。

∴ 二世の理解：多様性 & 多様性を生み出した原因・背景の正しい認識が不可欠。

II. 日本への永住帰国

二世の帰国年次：極めて多様 & 日本政府の帰国制限政策によって決定（≠本人の意思）。

①日本政府：一世の帰国も厳しく制限。

1972年（日中国交正常化）、中国に取り残された一世の国籍を一方的・一律に中国国籍に。

& 一世の日本帰国：日本の肉親による身元保証を要求。

∴ 肉親が未判明 or 肉親の身元保証が得られない一世：日本に帰国不可。

帰国制限政策：少しずつ緩和。BUT 1995年（日中国交正常化から23年後）まで継続。

∴ 一世の帰国：大幅に遅延。

②日本政府：二世に対し、一層厳しく帰国を制限。

一世の帰国時、20歳未満・未婚の二世のみ国費・同伴帰国を許可。

20歳以上・既婚の二世：一世が先に帰国、日本で身元引受人・渡航費を確保して呼び寄せ。

∴ 二世（特に年長の二世）の帰国：一世より、ますます遅延。

二世の「帰国」≠ニューカマーの外国人の「来日」

①二世の帰国：高齢の一世の日本帰国が前提・最大の動機。∴ 一部に「望まざる帰国」も。

②二世自身、帰国時年齢が極めて多様（9歳～64歳） & 中高年が多数（40歳以上が4割）。

← 日本政府の帰国制限政策。帰国の大幅な遅延。

③二世：出身国（中国）に生活基盤を残さず、家族を同伴、最初から日本に定住するために帰国。

→ 帰国後の日本での生活にも一定の影響。

III. 日本を生きる— 帰国後の生活実態 —

帰国年次・帰国時年齢によって大きな違い。

①【若年帰国者】：1989年以前、21歳未満で帰国。二世全体の中で2割以下。

一世と同伴・国費、未婚で帰国。現在（2020年）、主に30歳代～40歳位。

二世の中では比較的安定。

帰国直後、短期間だが公的な日本語教育。

15歳以下を中心に日本の学校に。一部だが、大学・大学院に進学も。

日本語（特に会話）：不自由なし。帰国直後、日本国籍を取得。

中国語・資格を生かし、貿易・通訳、技能職・専門職・事務職、正規雇用で就職も。

日本人の友達。日本語と中国語のバイリンガル、地域の多文化活動のリーダーも。

BUT 同世代の日本生まれの日本人と比べれば、様々なハンディ。

日本の学校で「いじめ」・勉強に苦勞。帰国時16歳以上：進学困難。最終学歴：約4割が中学卒。
単純労働・非正規雇用。

最初は正規雇用で就職しても、職場で文化の違い・差別にぶつかり、

非正規雇用に転職・失業も多数。

日本での生活が長い：被差別経験も多い。一方、中国在住の中国人とも文化の違い・違和感。

「自分はいったい何人なのか」（心理的葛藤・アイデンティティの揺らぎ）、

「結婚相手がみつからない」との悩みも。

中国に住む中国人と見合い結婚。

※【若年帰国者】：二世の中では日本で比較的安定した生活。

BUT 同世代の日本生まれの日本人と比べれば、大きなハンディ、厳しい生活。

日本・中国の複数文化をもちつつ、それを十分に生かせず、
社会的・心理的な疎外感。

②【中高齢帰国者】：1990年以降、22歳以上に帰国。二世全体の8割以上。

一世が先に帰国、日本人の身元引受人を確保、後から私費で呼び寄せ。

帰国時、既婚。配偶者・子供とともに日本へ。

現在（2020年）、主に50歳代～70歳代。

公的な日本語教育も受けられず、帰国直後から単純労働・非正規雇用で就労。

帰国のための身元引受人が経営する工場の労働条件：特に苛酷。

【若年帰国者】との待遇の違い・日本政府の支援策の違いにも不満。

【中高齢帰国者】：2つの世代に区分（人数は概ね半々）。

1) **【中年帰国者】**：1995年以前、39歳以下で帰国。現在（2020年）、主に50歳代。

一部には貿易・技能職の正規雇用・自営。日本語（会話）もある程度、習得。

BUT 大多数は単純労働・非正規雇用。

【若年帰国者】に比べ、低所得。「生活が苦しい」。日本語も不自由。

職場で露骨な差別が特に頻繁。

今も劣悪な労働条件の下、時には身体を壊しながら通院もせず、就労。

【若年帰国者】：【中年帰国者】の兄の深刻な状況

帰国後、過半数は日本国籍取得。BUT 取れていない人も。

※【中年帰国者】：現実的な生活苦・重労働・将来の生活不安に苦悩（≠心理的・文化的な葛藤）

日本での年金納付期間不足。定年退職後、年金：夫婦で月5～10万円程度。

→現状のまま推移すれば、生活保護。

2) **【高齢帰国者】**：1996年以降、40歳以上で帰国。現在（2020年）、60歳代～70歳代。

日本での就職が最も困難。一部は就職できず。

就職できた場合、労働条件が最も苛酷、労働災害が頻発。

定年・倒産・解雇・病気等で仕事を続けるのは困難。

& **【中年帰国者】**より一層、日本での年金納付期間不足。

年金：夫婦合わせて月に1万～3万円、それ以下も。∴ 生活保護を申請。

BUT 様々な問題。

①60歳代・70歳代でも、生活保護の支給が認められない

②生活保護：低額・貧困（夫婦二人で月10～14万円）、支出・外出の自由を束縛。

③中国国籍のまま。BUT 生活保護：中国に行くことも厳しく制限。

高齢・病気。日本語ほとんどできず、通院・介護にも困難。孤立した老老介護。

※【高齢帰国者】：かつての一世（残留孤児）と同じ、またはそれより一層深刻な苦難の生活。

IV. 三世の問題ー負の連鎖の危惧ー

【若年帰国者】：あまり深刻な問題は聞かれず。

三世：日本生まれ。日本語に不自由なし。二世：日本語・中国語ともできる。

家庭内コミュニケーションの問題なし。

むしろ三世も日本・中国の両方の言葉・文化を生かして活躍も。

【中年帰国者】：

三世：子供時代に日本帰国（≡【若年帰国者】）。二世：日本語が不自由、経済的にも困窮。
→深刻なケースも。

三世：中国語ができなくなり、帰国者であることに「恥」意識も。

二世（【中年帰国者】）は日本語が不自由。親子のコミュニケーションが困難。

三世：安定した就職が困難との声も。

※ 【中年帰国層】の子供（三世）：【若年帰国層】と似たような問題・困難に直面。

【高齢帰国者】の子供（三世）の過半数：帰国時、既に16歳以上。

∴ 日本で就学せず、直ちに単純労働・非正規雇用で就労（≡【中高齢帰国者】）。

V. 二世問題の解決に向けて

二世：帰国の年次・年齢によって異なる形、BUT いずれも日本生まれの日本人にはない固有の苦難。

＝一世から引き継がれ、形を変えながら三世にまで受け継がれていく深刻な苦難。

1972年以降の日本政府による帰国制限 & 帰国後の貧弱な自立支援が創出した苦難。

①残留日本人一世・二世・三世の苦難：戦後（国民主権・民主主義）の日本政府の政策が創出した被害。
（≠過去の「戦争被害」の残滓）。

戦後の主権者（日本国民）：この歴史的事実の重みを深く自覚する必要。

②戦後の日本政府の帰国制限 & 貧弱な自立支援の被害者：一世と二世は同じ。

二世の苦難：一世と同様、帰国の遅れ（＝人生の途中から日本社会に参入）に起因。

一世より二世の帰国制限が一層厳しく、自立支援も貧弱。

二世（特に【中高齢帰国者】）の被害：一世以上に深刻。

一世（残留孤児）：2002年、国家賠償訴訟を提訴。新たな支援策を獲得。

①支援給付金制度（≠生活保護）、②日本語学習・交流事業、③支援・相談員の設置。
様々な問題・不十分。BUT 一世の生活：それ以前に比べれば改善。

BUT 新たな支援策：二世には一切、不適用。「二世問題」は未解決のまま、今も継続。

③二世の中での多様性：帰国の年次・年齢（＝日本政府の帰国制限政策）によって大枠で規定。
（≠個々人の資質・能力・努力、単なる偶然）。

二世を多様に分断、二世全体に共通する「二世問題」を不可視化

←日本政府の帰国制限、自立支援政策の貧弱さ・私費帰国者への不適用。

BUT 二世：様々な取り組み。

全国各地に「帰国者の会」・「二世の会」。二世に公的支援を求める。

九州の「中国帰国者の会」：二世問題の解決を求め、請願署名・地方自治体への申し入れ。

→2014年、九州弁護士連合会：日本政府・国会に二世の人権回復を求める勧告。

一世のための支援・相談員として活躍。

中国語でも対応できる高齢者介護・福祉施設を開設、日本人を含む多くの高齢者を受け入れ。

中国語・中国文化を生かして起業・就職。多文化的な地域活動通して社会貢献。

日中双方の社会を比較・観察、長所と短所を冷静に評価、よりよい社会のあり方を模索。

一世・二世の苦難：帰国の遅れ（＝人生の途中から日本社会に参入）に根差す。

＝「途中参入者」に冷たい「島国単位の公共性（教育・雇用・年金・福祉等）」の壁。

トータルな生活全体にわたる制度的・構造的な壁。（≠言葉・文化の壁）

国民はすべて日本国内で生まれ、国内で義務教育をはじめとする教育を受け、

国内の会社で定年退職まで正規雇用（終身雇用）で働き、その間に年金を納付し、老後生活に備える。
＝基本的なライフコース。

何らかの事情で逸脱した人は生活保護で支え、基本的なライフコースへの復帰を行政が指導。

＝途中からの参入者を受け入れないことが前提。戦後日本の「単一民族神話」の最大の形成基盤。
1955～1970年代（高度経済成長時代）に形成。

BUT 高度経済成長の終焉から約半世紀。

1970年代以降、残留日本人一世・二世が日本社会に途中参入。

その後、ニューカマーの外国人も来日・定住。日本の産業・社会で不可欠の役割。

日本生まれ・日本国籍の人々：学校教育（義務教育を含む）を受けられなかった不登校、
不安定な非正規雇用、年金で老後を支えられない人々、
生活保護受給者の急増。

日本社会：高度経済成長時代とは異なる新たな仕組み・新たなグランドデザインが必要。

**途中参入者（残留日本人・二世）が「日本の地で、人間らしく尊厳をもって生きていける社会」の
実現。**

＝未来の日本社会のグランドデザインの一里塚・試金石（≠過去の歴史の清算、帰国者だけの救済）。